

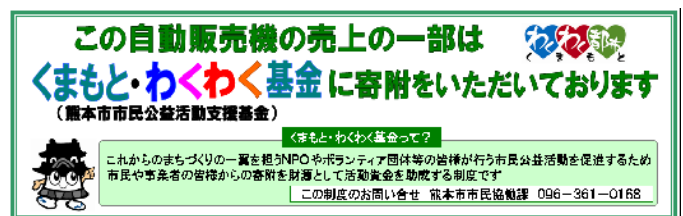
◎寄附金付自動販売機の設置について

- 1 設置の申し出・・・設置の申し出については次の2通り
 - ア 提供事業者の営業
 - イ 設置者の市窓口への申出
- 2 設置までの事務手続き
 - ① 設置者より申出書の提出を受け、提供事業者と設置者の間で、自動販売機の設置に関する契約を締結する。
 - ② 熊本市より自動販売機への貼付物（ポスター）を交付する。
 - ③ 提供事業者は②で交付した貼付物を貼付けた自動販売機を設置する。

（A3版 ポスター）



（25cm×8cm シール）



＊ A3版ポスターの貼付を基本とし、自動販売機の
広告サイズにより対応できない場合はシールとする

3 寄附金の納入方法

寄附金の納入は毎年4月（10月～3月分）と10月（4月～9月分）とする。

4 提供事業者（ベンダー、H24.7.23 現在）

- （1） 南九州コカ・コーラボトリング株式会社
- （2） 南九州ペプシコーラ販売株式会社

◎ 香典のご寄附

- | | |
|-------|---|
| 寄附額 | 1万円以上（香典の一部をご寄附としていただいたことを、会葬者に対し報告するため一定額以上とする。） |
| お礼カード | 熊本市からのお礼カード（はがきサイズ）と白封筒〔無料〕 |